

入札説明書

令和6年度子ども・子育て支援勘定業務関連システム運用支援等業務委託一式

令和6年3月28日 開札

こども家庭庁成育局成育環境課
児童手当管理室

この入札説明書は、本件調達に係る一般競争に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が会計法及び本件調達に係る入札公告（以下「入札公告等」という。）のほか、本件調達に関し熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当） 里平 倫行

2 調達内容

(1) 調達件名及び数量

令和6年度子ども・子育て支援勘定業務関連システム運用支援等業務委託一式

(2) 調達物品の特質等

別冊仕様書による。

(3) 履行期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

(4) 履行場所

契約担当官等が指定する場所

(5) 入札方法

落札者の決定は、一般競争入札（最低価格落札方式）をもって行うので、

- ① 入札者は、本調達に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって契約価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

- ① 特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。）並びに破産者で復権を得ない者
- ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

- (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 契約により、契約後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - (カ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1号各号に掲げる者
- (2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
- (ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - (イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (3) 内閣府から指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において、内閣府大臣官房会計課長から「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員制度、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (6) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、契約担当官等が定める入札参加者として別紙－4に掲げる入札適合条件をすべて満たすこと。

4 担当部局

〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング 22階
 こども家庭庁成育局成育環境課児童手当管理室指導係
 (担当：佐坂、畠山)
 電話 03-6861-0225

5 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、本入札説明書3に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、別紙－5及び別紙－6の資料を令和6年3月27日(水)12時00分までに提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。（郵送の場合は、受領期限の前日までに到着するよう送付し、かつ、提出者が受領の確認を行う必要が

ある。)

なお、期限までに及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

資料は紙により提出すること。

ア) 提出期間：令和6年3月6日(水)から令和6年3月27日(水)12時00分までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から17時00分まで。

イ) 提出場所：上記4に同じ。

(2) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(3) その他

(ア) 資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 契約担当官等は、提出された資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(ウ) 提出された資料は返却しない。

(エ) 提出期限以降における資料の差し替え及び再提出は認めない。

(オ) 資料に関する問い合わせ先

本入札説明書4に同じ。

6 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約場所及び問い合わせ先

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング 22階
こども家庭庁成育局成育環境課児童手当管理室指導係
電話 03-6861-0225

(2) 入札書の受領期限

令和6年3月28日(木) 12時00分

(3) 入札書の提出方法

① 直接提出の場合

封筒に入れて封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名及び「令和6年3月28日(木)開札〔令和6年度子ども・子育て支援勘定業務関連システム運用支援等業務委託一式〕入札書在中」と記載しなければならない。

② 郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合

二重封筒とし、表封筒に「令和6年3月28日(木)開札〔令和6年度子ども・子育て支援勘定業務関連システム運用支援等業務委託一式〕入札書在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）あて）

を記し、本入札説明書4宛てに入札書の受領期限の前日までに到着するように送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ただし、令和6年3月28日(木) 12時00分以降に提出する場合は、開札場所に提出すること。

③ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(4) 入札の無効

① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

② 国の物品等の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効とする。

(5) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(6) 代理人による入札

① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を押印（外国人の署名を含む）しておくとともに、入札書提出時に、別紙ー2様式による代理委任状を提出しなければならない。

② 委任状の日付は、提出日を記入すること。

③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札

①開札の日時及び場所

日時 令和6年3月28日(木) 15時00分

場所 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング 21階
成育局第二会議室

②開札の際の留意事項

本入札は、原則、競争参加者又はその代理人の立会方式での開札は実施しない。入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行い、結果については、応札者全員に電子メール又は電話等で知らせることとする。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

- ① この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書 3 の競争参加資格を有することを証明する書類 別紙ー 5 及び別紙ー 6 を本入札説明書 4 の宛先に令和 6 年 3 月 27 日(水)12 時 00 分までに提出しなければならない。
- ② この契約に付随する各種特許権、実用新案権等の仕様に関し、その所有権者または代理人より承諾を得ている旨の書面について、契約担当官等から提出を求められた場合には、これに応じなければならない。
- ③ 開札日までの間において、契約担当官等から以上の書類等に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

一般競争入札（最低価格落札方式）とする。

- ① 本入札説明書 6 (3) に従い入札書を提出した入札者であって、本入札説明書 3 の競争参加資格及び仕様書の要求条件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- ③ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、開札日に当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができない場合は、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。詳細はこども家庭庁の担当者から連絡するものとする。

(4) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。契約期間中に消費税率が変更された場合は、これを反映した変更契約を締結する。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 契約締結日は令和 6 年 4 月 1 日からとする。

(5) 支払条件

別紙－7の契約書（案）に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払う。

(6) 入札説明会は実施しない。

(7) 入札説明書及び仕様書の内容についての質問の受付及び回答

質問は、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電送によること。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

1) 質問の受付担当課：本入札説明書4に同じ。

2) 質問の送付先：（持参、郵送の場合）本入札説明書4に同じ。

（電送の場合）FAX:03-3501-6501

3) 質問の受付期間：令和6年3月6日（水）より

令和6年3月27日（水）まで

(8) 入札公告期間中の資料閲覧等

①この一般競争に参加を希望する者が閲覧できる資料一覧は以下のとおり。なお、当該資料の更新があった場合、双方で協議の上、可能な範囲で対応すること。

ア 現行システムの設計資料等一式

イ 現行システムの運用報告書等

ウ 調達仕様書「10. (2) 参考文書」に示す文書

②入札に当たり必要と認められる情報の開示に当たっては、「別紙－8：資料閲覧申込書」により申込み、「別紙－9：機密保持誓約書」を提出した希望者に対して、閲覧を許可し、こども家庭庁より電子媒体にて送付する。ただし、セキュリティ上の問題等により、開示対象外とする情報もあるため注意すること。閲覧手続きの詳細については、以下のとおり。

閲覧期間：令和6年3月6日（水）～ 3月27日（水）

（土日・祝日を除く）

入 札 書

¥

件 名：令和6年度子ども・子育て支援勘定業務関連システム運用支援等業務委託一式

入札説明書及び仕様書等を承諾のうえ、入札致します。

令和 年 月 日

住 所

商 号

代表者

印

代理人

印

支出負担行為担当官

こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当） 殿

委 任 状

私は、(住所) _____

_____(役職名等及び氏名) _____ 印 を代理人と定め

下記事項の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

【委任事項】

令和6年度子ども・子育て支援勘定業務関連システム運用支援等業務委託一式

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

こども家庭庁成育局参事官(事業調整担当) 殿

(委 任 者)

住 所

商 号

代表者

印

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当） 殿

住 所 ○○県○○市○○
商号又は名称 ○○ ○○会社
代表者氏名 ○○ ○○ 印

競争参加資格等確認関係書類の紙による提出について

令和6年3月28日開札の「令和6年度子ども・子育て支援勘定業務関連システム運用支援等業務委託一式」に係る競争参加資格等確認関係書類については、令和 年 月 日に紙媒体により提出いたします。

入札適合条件

本入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、以下の条件を満たす必要がある。

- (ア) 品質管理体制として「ISO9001：2008」、組織としての能力成熟度について「CMMI レベル 3」以上のうち、いずれかの認証を受けていること。
- (イ) プライバシーマーク付与認定、「ISO/IEC27001 認証（国際標準規格）」、「JIS Q 27001 認証（日本工業標準規格）」のうち、いずれかを取得していること。
- (ウ) 本業務の円滑な遂行に必要な経営基盤及び資金、設備等の十分な管理能力を有し、本業務の目標達成、計画遂行、継続的实施に必要な組織、要員、設備及び施設を有していること。
- (エ) 業務遂行において、日本語により円滑かつ適切なコミュニケーションが図れること。
- (オ) 過去5年間に於いて中央府省で、交付金・補助金の地方公共団体との交付事務を行う web アプリケーションシステムの運用・保守を行った実績を有すること。
- (カ) 過去5年間に於いて政府共通プラットフォーム上の業務システムの運用・保守を行った実績を有すること。若しくは同等のクラウド等上の業務システムの運用・保守を行った実績を有すること。
- (キ) 情報システムの調達に公平性を確保するため、応札希望者は、以下に挙げる事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する受注者でないこと。
 ※ 内閣府CIO補佐官及びその支援スタッフ等（常時勤務を要しない官職を占める職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成12年11月27日法律第125号）に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」（平成11年12月22日法律第224号）に基づき交流採用された職員を除く。）が現に属する又は過去2年間に属していた事業者及びその関連事業者でないこと。
- (ク) 本業務を担当する作業要員について以下の資格等を有すること。
 - a. 遂行責任者（プロジェクトマネージャー）
 - (a) 本システムと同様の運用・保守の遂行責任者（プロジェクトマネージャー）としての経験を有すること。また、EVMによる進捗管理に精通し、経験を有すること。
 - (b) 情報処理の促進に関する法律（昭和45年5月22日法律第90号）に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャー試験の合格者又はプロジェクトマネジメント協会が認定する技術士（情報工学部門又は総合技術監理部門（情報工学を選択科目とする者））の資格を有すること。ただし、当該資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかなる者については、これを認める場合がある（その根拠を明確に示し、こども家庭庁の理解を得ること）。
 - b. 情報セキュリティ担当者
 - (a) 情報システム設計・構築・運用保守のプロジェクトの経験を有すること。
 - (b) 経済産業省（旧通商産業省）の情報処理安全確保支援士試験（SC）又は旧情報セキュ

リティアドミニストレータ試験（SU）の資格を有すること。ただし、当該資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかな者については、これを認める場合がある（その根拠を明確に示し、内閣府の理解を得ること）。

c. 運用担当者

- (a) 運用を行う担当者は、ITIL V3 ファンデーション試験の資格を有するものを含めること。ただし、当該資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかな者については、これを認める場合がある（その根拠を明確に示し、内閣府の理解を得ること）
- (b) クラウドサービス、特に AWS を活用した情報処理システムまたは情報システム基盤に係る設計・開発業務、データ移行業務及び運用管理業務を実施した経験を有する又はクラウドサービスの技術に関する民間資格を有する者を含むこと。

競争参加資格確認関係書類

- 1 内閣府大臣官房会計課長(全省庁統一資格)から通知された等級決定通知書の写
- 2 資格証明書類
別紙－ 4 に示す資格等に係る証明書類
(別紙－ 4 (オ) 及び (カ) に関する書類について、書式は任意とするが、記載項目は、契約の相手方、件名、契約年月日、契約期間、契約金額及び業務の概要とする。)
- 3 体制に関する書類
①本業務を達成するために必要な要員配置の体制が分かるもの
(情報セキュリティインシデント緊急対応発生時の休日・夜間の対応体制も記載すること。また、委託先がある場合は、再委託先を明記すること。)
②作業計画を示す資料
(作業項目一覧、作業概要及び想定スケジュール等を記載すること。)
- 4 その他参考資料 会社履歴書又はこれに類する書類 (簡易なもの)
- 5 提出期限 令和 6 年 3 月 27 日 (水) 12 時 00 分

※ 提出部数 各 1 部

誓 約 書

私

当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

資料閲覧申込書

令和 年 月 日

こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当） 御中

住所（所在地）

商号又は名称

担当者氏名

電話番号

E - M a i l

当社は、「令和6年度子ども・子育て支援勘定業務関連システム運用支援等業務委託一式」入札説明書に示す関連資料について、下記のとおり閲覧・配付を希望します。

1. 閲覧者

N o.	閲覧者氏名	所属部署・役職	備考
1			
2			
3			
4			
5			

※行が不足する場合は適宜追加すること。

2. 閲覧希望日時

希望	月日	希望時間その他
第1希望		
第2希望		

※閲覧が可能な時間帯は、午前は10:00～12:00、午後は13:00～17:00です。

関連資料の閲覧は、令和6年3月6日（水）～3月27日（水）までの期間のみです。

【注意事項】

- ① 資料の閲覧及び配付を希望する者は、本申込書を資料の閲覧及び配布を希望する日の2日前までに提出してください。

- ② また、「機密保持誓約書」（別紙－９）の記載事項を確認の上、必要事項を記載して、原本を閲覧又は配付の当日までに提出してください。提出がない場合は、資料の閲覧及び配付はできません。

令和 年 月 日

こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当） 殿

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

※法人等の代表者でない場合については委任状を
あわせて提出のこと。

機密保持に関する誓約書

当社（私）は、こども家庭庁が実施する「令和6年度子ども・子育て支援勘定業務関連システム運用支援等業務委託一式」（以下「本件業務」という。）について、当社（私）が入札参加の検討を行うに当たり、こども家庭庁及びこども家庭庁が委託した法人（以下「こども家庭庁等」という。）から開示された資料及び情報（以下「機密情報」という。）について、次のとおり誓約いたします。

（情報開示の目的）

第1条 当社（私）は、こども家庭庁が実施する本件業務の入札参加の検討を行う目的で、機密情報の開示を受けます。

（機密情報）

第2条 機密情報は、文書、口頭、電磁的記録その他媒体・方法の如何を問わず、こども家庭庁等から開示された全ての情報をいいます。ただし、次の各号に該当する情報は、機密情報には含まれないものとします。

- ① こども家庭庁等より開示された時点で、既に公知の情報
- ② こども家庭庁等より開示された時点で、既に当社（私）が保有していた情報
- ③ こども家庭庁等より開示された後に、当社（私）の責めによらずに公知となった情報
- ④ こども家庭庁等より開示された後に、正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく適法に入手した情報

（機密保持）

第3条 当社（私）は、機密情報を第1条の目的以外で使用しません。

- 2 当社（私）は、機密情報を第1条の目的のために知る必要のある当社（私）の役員、従業員及び弁護士に限り開示するものとし、本誓約書に定める事項に基づき当社（私）が負う機密保持義務と同等の義務を機密情報の開示を受けた当該役員、従業員及び弁護士に対し、退職後を含め課すこととします。
- 3 当社（私）は、本件業務の入札参加の検討中及び終了後に関わらず、機密情報につき機密を保持するものとし、こども家庭庁の事前の文書による了解なしに、第三者に開示又は漏えいしません。

4 当社（私）は、機密情報を保持するために必要な措置を講じるものとします。

（複写・複製の禁止）

第4条 当社（私）は、機密情報について、こども家庭庁の事前の書面による承諾なしに複写・複製（スキャナ、撮影等を含む。）を行いません。

（機密情報の返還等）

第5条 当社（私）は、入札参加の検討が終了した場合又は当該検討に必要な合理的な期間が経過した場合には、機密情報（こども家庭庁の承諾を得て作成した複写物・複製物を含む。）について、直ちにこども家庭庁に返還し、又は破棄するものとします。

2 当社（私）は、こども家庭庁より機密情報の返還又は破棄の要請があるときは、前項の期間を待たずに返還又は破棄するものとします。

3 前2項において、機密情報を破棄するときは、復元できないよう消去した上で行い、適正に破棄したことを「破棄証明書」（別添）により証明します。

（損害賠償）

第6条 当社（私）は、本誓約書に違反したときは、法的な責任を負うものであることを確認し、これにより内閣府が被った一切の損害を賠償します。

（報告等）

第7条 当社（私）は、機密情報の漏えい、紛失等が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがあったときは、適切な措置を講じるとともに、速やかにこども家庭庁に報告し指示に従います。

2 当社（私）は、こども家庭庁が必要であると認めるときは、機密情報の保全状況に関する検査を受け入れ、又は必要な指示に従います。

（管轄）

第8条 本誓約書に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意します。

（協議事項等）

第9条 本誓約書に定めのない事項及び本誓約書に関して疑義が生じた事項については、こども家庭庁と誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

令和 年 月 日

こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当） 殿

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

※法人等の代表者でない場合については委任状を

あわせて提出のこと。

破棄証明書

当社（私）は、こども家庭庁が実施する「令和6年度子ども・子育て支援勘定業務関連システム運用支援等業務委託一式」に係る情報の取得に当たり、こども家庭庁及びこども家庭庁が委託した法人より提供された資料及び情報について、下記のとおり情報を復元できないよう消去した上で適正に破棄したことを証明します。

なお、資料及び情報の破棄の不備により、機密情報の漏えい等が発生した場合は、「機密保持誓約書」の規定に基づき、損害賠償をいたします。

記

1. 破棄した日
2. 破棄した資料及び情報
3. 破棄の手段